



山国川特定都市河川指定の概要及び経緯について

令和8年8月5日

山国川流域水害対策協議会 設立準備会

1) 山国川流域・特定都市河川流域の概要

- ・ 山国川は、その源を英彦山(標高 1,200m)に発し、中津市山国町、耶馬溪町、本耶馬溪町を貫流し、山移川・跡田川等の支川を合わせ、同市三光土田にて中津平野に出て、友枝川・黒川等を合わせ、山国橋下流で中津川を分派して周防灘に注ぐ、幹川流路延長56km、流域面積540km²の一級河川である。流域内の自治体は、中津市をはじめとする3市3町からなる。

(中津市、日田市、宇佐市、吉富町、上毛町、玖珠町)

- ・ 特定都市河川流域は山国川15k5付近に位置する耶馬溪橋上流域を対象とし、特定都市指定河川は10河川に及ぶ。



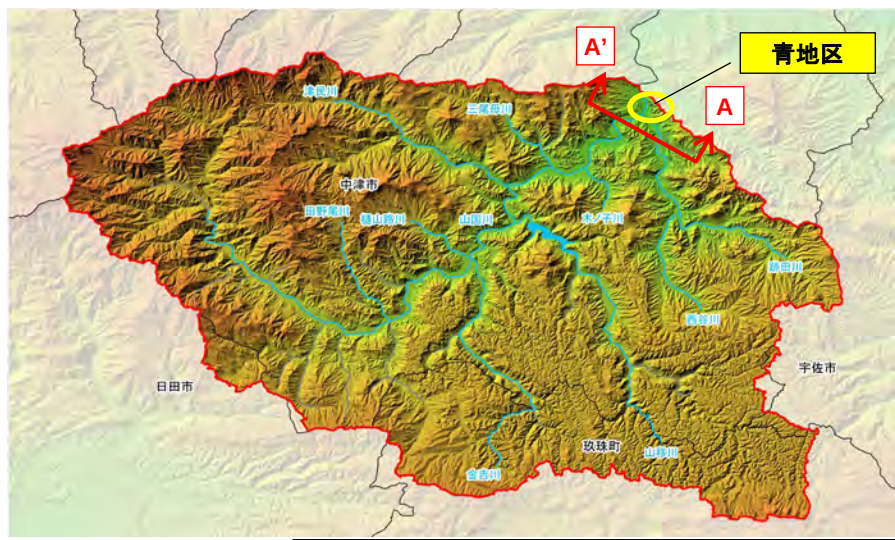
2) 山国川特定都市河川流域の概要

■山国川は九州屈指の急流河川で、中上流区間は急峻な河床勾配をもつ山間部であり、山々に囲まれた細長い谷底平野と狭窄部が特徴。



2) 山国川特定都市河川流域の概要(自然特性)

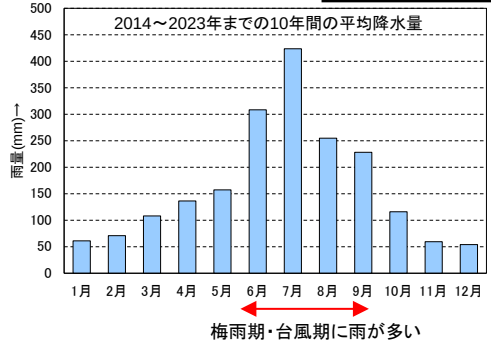
- 山国川流域の降水量の大部分は梅雨期と台風期に集中し、上流域は山地型で、降水量が多い。
- 九州地方屈指の急流河川であり、河床勾配は、上中流部で1/200以上、下流部でも1/500～1/1,000程度。
- 洪水は短時間で流下する。また、上中流域の山国川沿川では山水による浸水も発生している。(青地区)



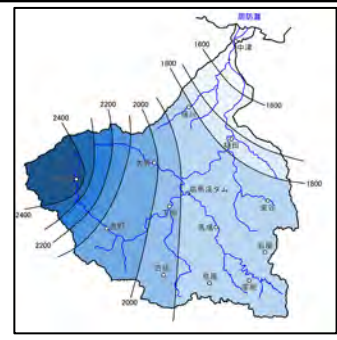
■青地区において山水の排水不良で浸水被害発生 (R5.7)

降雨特性

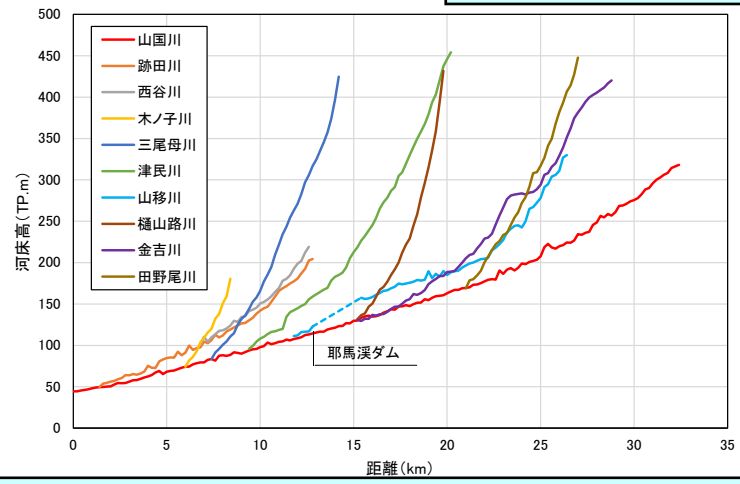
- 降水量の大部分は、梅雨期と台風期に集中する。
- 年平均降水量は、上流域の耶馬溪雨量観測所で約1,900mmで、全国平均の約1.1倍



月別平均降水量 (山国川全流域)
(2014～2023 年の10年間)



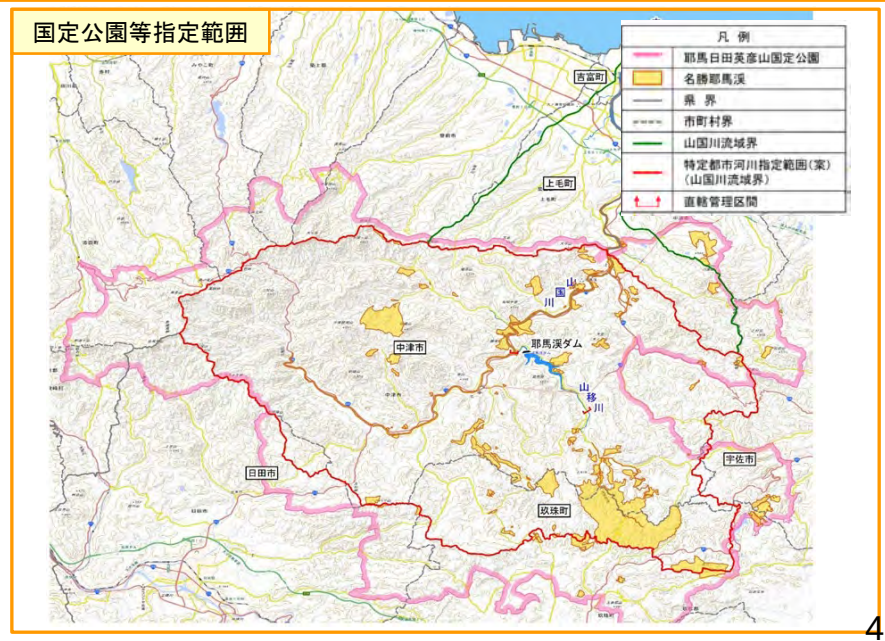
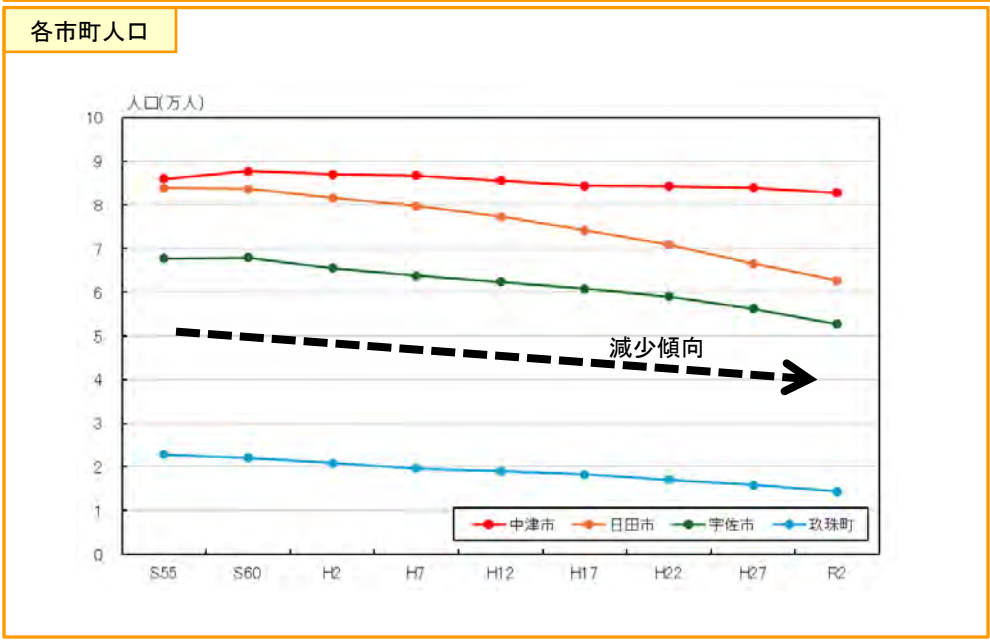
流域平均年間降水量分布図
(1989～2022年の30年平均値)



■九州地方屈指の急流河川で、洪水は短時間で流下する。河床勾配は、上中流部で1/200以上、下流部でも1/500～1/1,000程度

2) 山国川特定都市河川流域の概要(社会特性)

- 山国川上中流域の土地利用状況は流域全体の約9割を山地等が占めているが、近年は宅地面積が増加傾向にある。
- 人口は、流域内の中津市、日田市、宇佐市、玖珠町とも、近年若干減少傾向である。
- 山国川流域全体の約8割が耶馬溪日田英彦山国定公園に指定され、川沿いは名勝耶馬溪に指定されている。その豊かな観光資源を生かした観光業が盛んである。



2) 山国川特定都市河川流域の概要(社会特性)

流域の大半が国定公園に指定され、溶岩台地が浸食された溪谷が、青の洞門、羅漢寺など、特徴的な景観を形成している。

- 青の洞門、羅漢寺などの見所が集まる本耶馬溪を中心に、裏耶馬溪、深耶馬溪など広域にわたって岩石美、渓流美が展開する。
- 「耶馬溪」は一目八景（深耶馬の景）等の景勝地を有し、静岡県三保松原、北海道大沼と並んで「日本新三景」と称されている。
- 「耶馬溪」は群馬県「妙義山」、香川県「寒霞溪」と並んで「日本三大奇景（奇勝）」と称されている。

羅漢寺

- 日本最古の石造五百羅漢像をはじめ、数千体の石仏を境内の岩屋に安置している。
- また、羅漢山は耶馬溪を代表する景勝地。



出典) 中津市HP

青の洞門

- 名勝『耶馬溪』に含まれ、山国川に面してそそり立つ競秀峰の裾に位置する。全長は約342mで、そのうちトンネル部分は約144m。
- 1730年（享保15年）頃、諸国遍歴の旅の途中に立ち寄った禅海和尚が、断崖絶壁から通行人や馬が命を落とすのを見て、ノミと槌だけで30年余りの歳月をかけて1763年（宝暦13年）に完成させた日本最古の有料道路。



出典) Wikipedia.青の洞門、洞門.com.歴史・観光

一目八景（深耶馬の景）

- 一目で八景を一望できることから名づけられた深耶馬溪の代表的な景勝地。



出典) 中津市HP

やばけい遊覧

- 平成29年に中津市・玖珠町にまたがる広大な景勝地・耶馬溪の歴史や文化を語るストーリー「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく～」が日本遺産に選定。



吉田初三郎の鳥瞰図「天下無二 耶馬全溪の交通図絵」

3) これまでの主要な洪水と治水事業(山国川水系)

直轄区間

- 昭和23年に国直轄事業に着手。昭和41年に工事实施基本計画、平成18年に河川整備基本方針、平成22年に河川整備計画を策定した。
- 近年では、平成19年9月、平成24年7月3日、平成24年7月13～14日等の洪水が発生した。
- 平成24年7月洪水を受けて、山国川中流の床上浸水対策特別緊急事業を実施し治水安全度を向上させている。また、同洪水を契機に、平成25年に河川整備計画を変更した。

主な洪水と治水計画

昭和19年9月洪水 台風16号

下唐原地点流量:約4,800m3/s

浸水家屋:約7,800戸 浸水面積:約1,600ha

昭和23年 国による河川改修に着手

基本高水ピーク流量 :3,100m3/s(下唐原地点)

計画高水流量 :3,100m3/s(下唐原地点)

昭和28年6月洪水 梅雨前線

下唐原地点流量:約2,910m3/s

死者・行方不明者1名 床上浸水:605戸 床下浸水3,196戸

昭和41年 山国川水系が一級河川に指定

工事实施基本計画を策定(S23年計画を踏襲)

昭和43年 工事实施基本計画の改定

基本高水ピーク流量 :4,800m3/s(下唐原)

計画高水流量 :4,300m3/s(下唐原)

昭和60年 耶馬溪ダム完成

昭和63年 直轄管理区間の延伸

山移川合流点まで延伸(15.3km～27.3km)

平成 2年 平成大堰完成

平成5年9月洪水 台風13号

下唐原地点流量:約3,720m3/s

床上浸水99戸 床下浸水139戸 浸水面積:約27ha

平成18年 山国川水系河川整備基本方針策定

基本高水ピーク流量 :4,800m3/s(下唐原)

計画高水流量 :4,300m3/s(下唐原)

平成19年9月洪水 台風5号

下唐原地点流量:約3,600m3/s

床上浸水4戸 床下浸水4戸 浸水面積:約0.8ha

平成22年 山国川水系河川整備計画策定

整備目標流量:4,100m3/s(下唐原)

河道整備流量:3,650m3/s(下唐原)

平成24年7月3日洪水 梅雨前線

下唐原地点流量:約4,780m3/s

床上浸水132戸、床下浸水62戸 浸水面積:約41ha

平成24年7月13～14日洪水 梅雨前線

下唐原地点流量:約4,310m3/s

床上浸水125戸 床下浸水63戸 浸水面積:約41ha

平成25年 山国川床上浸水対策特別緊急事業に着手

平成25年 山国川水系河川整備計画変更

整備目標流量:4,500m3/s(下唐原)

河道整備流量:4,000m3/s(下唐原)

平成30年 山国川床上浸水対策特別緊急事業が完了

主な洪水被害

昭和19年9月洪水

■大氾濫により大きな被害が発生したが、被害の詳細は不明である。



中津市街地

平成大堰

山移川

耶馬溪ダム

山国川

浸水家屋:約7,800戸

浸水面積:約1,600ha

昭和19年9月洪水 堤防決壊による浸水状況 (日ノ出町地区)

出典)中津市歴史民俗資料館

昭和19年当時の河道断面 (山国川 5k800)

計画高水位

昭和19年河道

計画河道

平成5年9月洪水

東谷観測所では300mmを越え、下唐原観測所においては氾濫注意水位を超過し、上菅木、新原井では過去最高水位が更新された。

床上浸水99戸 床下浸水139戸 浸水面積:約27ha

青地区浸水状況

■:浸水範囲

青地区

青の洞門

山国川

H5出水時の流木

平成24年7月3日、14日洪水

・7月3日に11観測所で3時間雨量が100mm以上を記録し、山国川では5観測所で既往最高水位を記録した。

・床上浸水132戸、床下浸水62戸、浸水面積:約41ha

洞門地区 浸水状況

7月11日から14日にかけて、3時間雨量が100mm以上を記録した。

・床上浸水125戸、床下浸水63戸、浸水面積:約41ha

青地区 浸水状況

平田地区 浸水状況

柿坂地区 浸水状況

3) これまでの主要な洪水と治水事業(山国川水系)

県管理区間

- 主な治水対策
- 平成26年に整備計画を変更して改修を進めているが、近年も平成29年、令和5年洪水による浸水被害が発生。

■

本事業により、河道掘削・橋梁改築等を集中的に実施し、平成24年出水に対して浸水被害の解消を図る。



4)令和5年7月出水状況

○令和5年7月9日から10日にかけて、梅雨前線が九州北部付近に停滞。山国川流域には、早朝から非常に強い雨域がかり、山国川中上流部において洪水が発生。

①中津市本耶馬溪町多志田地区(右岸18k800)



平常時の様子



洪水時の様子(7月10日10時頃)

②中津市耶馬溪町柿坂地区(右岸26k800)



平常時の様子



洪水時の様子(7月10日10時頃)

※本資料は速報版であるため、今後の調査結果等で変わる可能性があります。

5)山国川特定都市河川指定の経緯



▲山国川特定都市河川指定勉強会の状況



▲流域住民説明会の状況



▲確認書調印式の状況

経緯

令和6年6月～令和8年3月

指定要件の見直しを踏まえ「山国川特定都市河川勉強会」を開催
特定都市河川指定に向け検討を開始。(計9回実施)



令和7年3月

中津市長・日田市長・宇佐市長・玖珠町長
指定に向け事前合意



令和7年7月～10月

流域住民、民間事業者等に特定都市河川指定制度に
ついて説明会等を実施し事前周知を行う



令和8年1月～3月

特定都市河川の指定に向けた法定手続き



令和8年3月24日

特定都市河川指定

7)山国川特定都市河川指定区域

■ 特定都市河川山国川等10河川指定;流域面積約437km²、流路延長約101km



特定都市河川の指定等の状況(令和8年4月1日時点)



- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**43水系508河川**が指定されている(法改正前:18水系64河川、法改正後:36水系444河川)
- 流域水害対策計画**は、**22水系326河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:15水系271河川)

【凡例】

- ◇: 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)
- ◆: 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

8)特定都市河川浸水被害対策法の概要

○ 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、地方公共団体や民間業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。



9) 特定都市河川浸水被害対策法について

○下記の取り組みが義務付けられます。

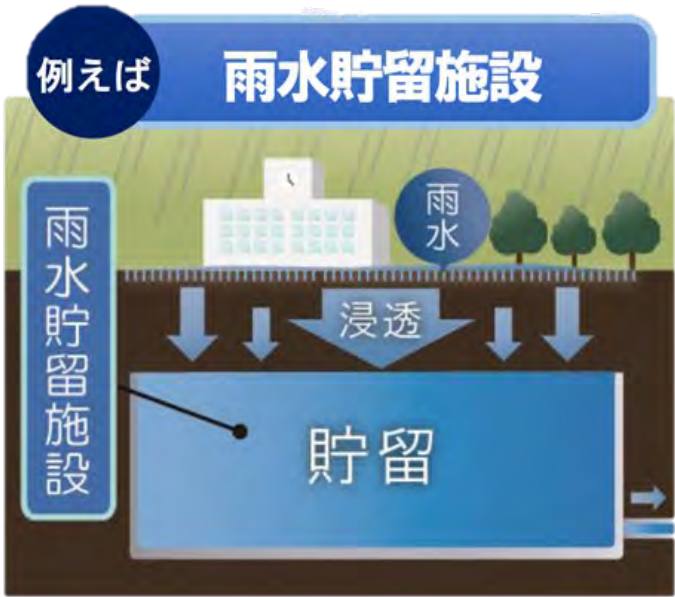
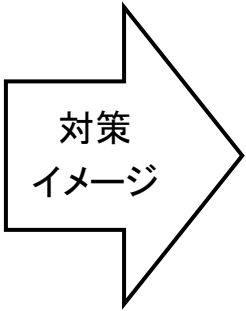
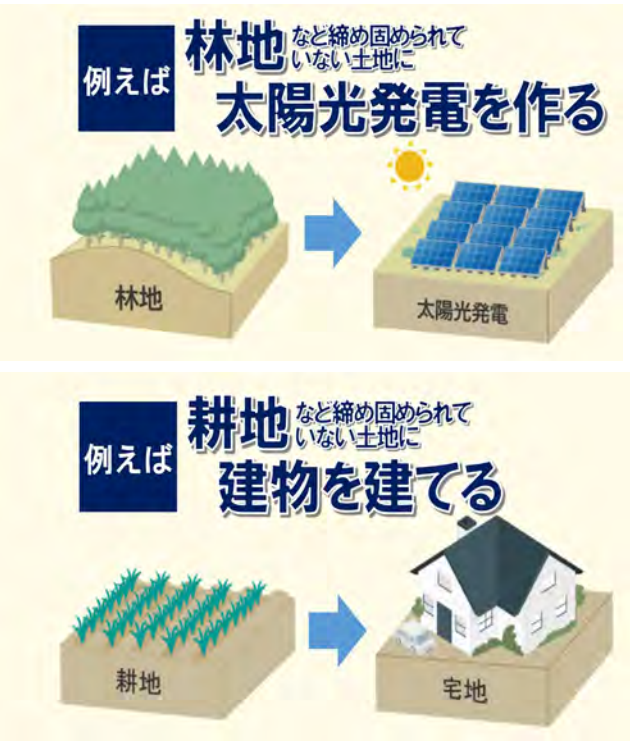


“いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可（第30条）
 保全調整池の指定等（第44条～第52条）
 貯留機能保全区域の指定等（第53条～第55条）

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。**

雨水浸透阻害行為（1,000m²以上）を行う際には… 雨水を貯留や浸透させる対策が必要です



9) 特定都市河川浸水被害対策法について

○特定都市河川浸水被害対策法については、他にも次のような取組等があります。

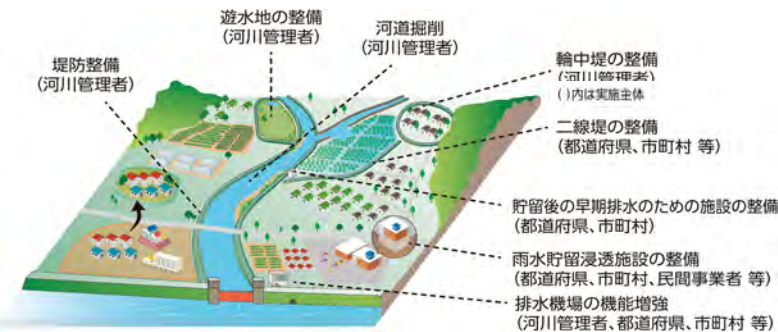


計画に基づくハード対策を加速化します

特定都市河川・特定都市下水道の整備

堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。

※流域水害対策計画への位置付けが必要です。



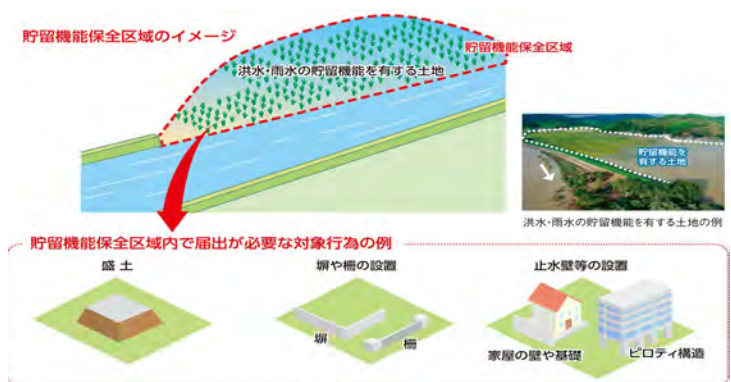


“いま以上”の雨水流出増加を抑制します

雨水浸透阻害行為の許可 (第30条) 保全調整池の指定等 (第44条～第52条)

貯留機能保全区域の指定等 (第53条～第55条)

洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。



前頁で説明済

9) 特定都市河川浸水被害対策法について



雨水流出のさらなる抑制をします

雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第11条）

雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助（第16条、第79条）

地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

① 平時の利用（例：テニスコートとして）を可能とする事例

【平常時】



【出水時】



② 敷地内の地下に貯留施設を設置した事例



水害リスクを減らすまちづくり・住まい方の工夫

浸水被害防止区域の指定等（第56条～第76条）

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「**浸水被害防止区域**」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。

浸水被害防止区域のイメージ

